

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書（C-9000）	特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定申請書（C-9000）
「あて先税関長」欄には、特定輸入者、特定保税運送者及び特定輸出者の承認の申請においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を、特定保税承認者の承認の申請においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を、認定通関業者の認定の申請においては、申請者が通関業の許可を受けているいずれかの税関長の職名を記載する。	「あて先税関長」欄には、特定輸入者、特定保税運送者及び特定輸出者の承認の申請においては、原則として、主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関長の職名を、特定保税承認者の承認の申請においては、申請者の住所又は居所の所在地を所轄する税関長の職名を、認定通関業者の認定の申請においては、申請者が通関業の許可を受けているいずれかの税関長の職名を記載する。
「代理人」欄には、代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する。	「代理人」欄には、代理人が申請を行う場合に、当該者の住所及び氏名又は名称を記載する。
「関税法第7条の2第1項に規定する申告の特例の適用を受けようとする・関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名」欄は、特例輸入者又は特定輸出者の承認申請において記載するものとし、記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。	「関税法第7条の2第1項に規定する申告の特例の適用を受けようとする・関税法第67条の3第1項の適用を受けて輸出申告しようとする貨物の品名」欄は、特例輸入者又は特定輸出者の承認申請において記載するものとし、記載する品名が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。
「関税法第7条の5第1号イからハまでのいずれか・関税法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか・関税法第63条の4第1号イからホまでのいずれか・関税法第67条の4第1号イからホまでのいずれか・関税法第79条第3項第1号イからニまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合にはその内容）」欄の具体的な記載方法は、次による。	「関税法第7条の5第1号イからハまでのいずれか・関税法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか・関税法第63条の4第1号イからホまでのいずれか・関税法第67条の4第1号イからホまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合にはその内容）」欄の具体的な記載方法は、次による。
関税法第7条の5第1号ハ又は同法第67条の4第1号ニに係る範囲は、輸出手続等を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載させることとなるので留意する。	関税法第7条の5第1号ハ又は同法第67条の4第1号ニに係る範囲は、輸出手続等を委任する通関業者を含めて、その該否を確認して記載させることとなるので留意する。
同法第7条の5第1号ニに該当する場合には、承認申請書に關税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税（以下「關税等」という。）を滞納した事実として、滞納した關税等に係る輸入貨物の輸入許可番号、当該關税等の納期限及び納付日並びに滞納した理由を	同法第7条の5第1号ニに該当する場合には、承認申請書に關税又は輸入貨物に係る内国消費税若しくは地方消費税（以下「關税等」という。）を滞納した事実として、滞納した關税等に係る輸入貨物の輸入許可番号、当該關税等の納期限及び納付日並びに滞納した理由を

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>記載する。</p> <p>特定保税承認者の承認申請にあっては関税法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか、特定保税運送者の承認申請にあっては同法第63条の4第1号イからホまでのいずれか、認定通関業者の認定申請にあって同法第79条第3項第1号イからニまでのいずれかについて記載する。</p> <p>「許可を受けている保税蔵置場・保税工場・営業所の名称及び所在地」欄には、関税法第50条第1項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税蔵置場の名称及び所在地を、同法第61条の5第1項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税工場の名称及び所在地を、同法第79条第1項の認定を受けようとする場合にあっては、通関業法（昭和42年法律第122号）第8条第1項に規定する許可を受けている営業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている保税蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、<u>会社概況（資本金を含む。）</u>、<u>社内の組織、役員名及び履歴を記載するとともに、次の区分に応じ、それぞれに掲げる事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>なお、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができるものとする。</u></p> <p><u>特例輸入者の承認申請</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>特例申告を行う予定の官署名</u> <u>特例申告を行う予定の貨物の定率法別表の項若しくは号の番号及び関税法第70条第1項又は第2項に該当する他の法令の有無</u> <u>輸入業務に携わる担当者の氏名、役職等</u> <u>税関手続を委託している通関業者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名並びに当該通関業者が通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）5 2の のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合又は認定通関業者である場合にはその旨）、輸入貨物の</u> 	<p>記載する。</p> <p>特定保税承認者の承認申請にあっては関税法第51条第1号イからハまで（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか、特定保税運送者の承認申請にあっては同法第63条の4第1号イからホまでのいずれか、認定通関業者の認定申請にあって同法第79条第3項第1号イからニまでのいずれかについて記載する。</p> <p>「許可を受けている保税蔵置場・保税工場・営業所の名称及び所在地」欄には、関税法第50条第1項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税蔵置場の名称及び所在地を、同法第61条の5第1項の承認を受けようとする場合にあっては、許可を受けている保税工場の名称及び所在地を、同法第79条第1項の認定を受けようとする場合にあっては、通関業法（昭和42年法律第122号）第8条第1項に規定する許可を受けている営業所の所在地及び名称を記載するものとし、許可を受けている保税蔵置場等が複数ある場合は、適宜別紙に記載のうえ添付する。</p> <p>「その他参考となるべき事項」欄には、<u>承認又は認定を受けようするにあたり参考となるべき事項を記載するが、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、申請書への記載を省略又は簡略化することができる。</u></p> <p><u>特例輸入者の承認申請の場合は、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、特例申告を行う予定の官署名、特例申告を行う予定の貨物の定率法別表の項若しくは号の番号及び関税法第70条第1項又は第2項に該当する他の法令の有無、輸入業務に携わる担当者の氏名、役職等、税関手続を委託している通関業者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名（当該通関業者が通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）5 2の のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合又は認定通関業者である場合にはその旨）、輸入貨物の</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>社内管理規則を整備している場合又は認定通関業者である場合はその旨</p> <p>輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名等並びに委託している者が特定保税承認者又は特定保税運送者である場合はその旨</p> <p>その他参考となるべき事項</p> <p>特定保税承認者の承認申請</p> <p>貨物管理業務に携わる担当者の氏名及び職名</p> <p>申請者に係る保税蔵置場のうち、手数料令第2条第2項を適用することとなる保税蔵置場の名称</p> <p>申請者が貨物管理業務の一部を申請者以外の者に委託している場合（関税法基本通達34の2-11に規定する要件を充足しているものに限る。）にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所、責任者の氏名及び業務委託に関する契約の内容等</p> <p>その他参考となるべき事項</p> <p>特定輸出者の承認申請</p> <p>特定輸出申告を行う予定の官署名</p> <p>特定輸出申告を行う予定の貨物の輸出統計品目番号及び関税法第70条第1項又は第2項に該当する他の法令の有無</p> <p>貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称</p> <p>貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域</p> <p>輸出業務に携わる担当者の氏名、役職等</p> <p>税関手続を委託している通関業者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名並びに当該通関業者が通関業法基本通達（昭和47年蔵関第105号）5の2のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合又は認定通関業者である場合はその旨</p>	<p>管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名等（委託している者が特定保税承認者又は特定保税運送者である場合は、その旨を含む。）について記載する。</p> <p>特定保税承認者の承認申請の場合は、会社概要、社内の組織、役員名及びその履歴、貨物管理業務に携わる担当者の氏名及び職名、承認申請者に係る保税蔵置場のうち、手数料令第2条第2項を適用することとなる保税蔵置場の名称、貨物管理業務の一部を申請者以外の者に委託している場合（関税法基本通達34の2-11に規定する要件を充足しているものに限る。）にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所、責任者の氏名及びその業務委託に関する契約の内容等について記載する。</p> <p>特定輸出者の承認申請の場合は、会社概況、社内の組織、役員名及びその履歴、特定輸出申告を行う予定の官署名、特定輸出申告を行う予定の貨物の輸出統計品目番号及び関税法第70条第1項又は第2項に該当する他の法令の有無、貨物の蔵置が予定される場所及び外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称、貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域、輸出業務に携わる担当者の氏名及び職名、税関手続を委託している通関業者の氏名又は名称及び住所並びに責任者の氏名（当該通関業者が通関業法基本通達5の2のハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合又は認定通関業者である場合にはその旨）、輸出貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名等（委託している者が特定保税承認者又は特定保税運送者である場合は、その旨を含む。）について記載する。</p> <p>特定保税承認者の承認申請の場合は、関税法施行令第55条の5第1項第2号並びに関税法施行規則第9条の5第1号から第3号まで及び第5号に規定する事項を記載する。</p> <p>認定通関業者の認定申請の場合は、関税法施行令第2号並びに関税法施行規則第9条の5第1号から第3号まで、第6号及び第7号に規定す</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> — <u>輸出貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称、住所又は居所及び責任者の氏名等並びに委託している者が特定保税承認者又は特定保税運送者である場合はその旨</u> — <u>その他参考となるべき事項</u> — <u>特定保税運送者の承認申請</u> — <u>申請者が国際運送貨物取扱業者である場合には、関税法施行令第55条の2各号のいずれに該当するかの別</u> — <u>申請者が国際運送貨物の運送又は管理に関する業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要</u> — <u>特定保税運送に関する業務等及び国際運送貨物の運送又は管理に関する業務に直接携わる担当者の氏名、職名及び履歴</u> — <u>通関情報処理システム(電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の利用者コード(申請者において特定保税運送を行う予定の担当部門等に係るものに限る。)</u> — <u>その他参考となるべき事項</u> — <u>認定通関業者の認定申請</u> — <u>通関業の許可を受けている税関長</u> — <u>申請者が通関業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要</u> — <u>通関業務及び関連業務に携わる担当者の氏名、職名及び履歴</u> — <u>特例申告貨物に係る輸入申告及び特例申告を行う予定の営業所並びに特定委託輸出申告を行う予定の営業所の名称</u> — <u>通関情報処理システムの利用者コード(通関業法第8条の規定に基づく許可を受けた営業所(以下「通関業営業所」という。)に係るものに限る。)</u> — <u>その他参考となるべき事項</u> <p>「申請担当者氏名、所属及び連絡先」欄には、本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電子メールアドレスを含む。）を記載し、</p>	<p>る事項を記載する。</p> <p>「申請担当者氏名、所属及び連絡先」欄には、本申請に係る担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電子メールアドレスを含む。）を記載し、</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとする。</p> <p>申請者が法人の場合には、法人登記事項証明書を、個人の場合には、本人確認が可能な書類（例えば、住民票等）を添付する。</p> <p>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届（C-9030）</p> <p>＜記載事項＞</p> <p>変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符合（特例輸入者及び特定輸出者に限る。）並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第7条の5第1号イからホのいずれか、法第51条第1号イからハ（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第63条の4第1号イからホまでのいずれか、法第67条の4第1号イからニのいずれか、法第79条第3項第1号イからニまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p>＜提出の時期＞</p> <p>承認・認定に係る内容のうち、<u>特定保税承認者に係る手数料令第2条第2項を適用することとなる保税蔵置場等及び特定保税運送者に係る特定保税運送を行う予定の担当部門等を変更する場合、認定通関業者が通関業営業所を新設又は廃止する場合には、あらかじめ変更届を提出する。</u>承認・認定を受けた者の氏名又は名称、住所、貨物の蔵置（予定）場所、積込港（空港を含む。）税関手続を委託している通関業者、役員（代表者を含む。）代理人又は主要な従業者（規則第1条の2第1号イ若しくは第9条第1号イに掲げる責任者又は規則第1条の2第2号イ若しくは第9条第2号イに掲げる者に限る。下記口において同じ。）及び法令遵守規則の内容（税関手続、貨物管理、国際運送貨物の運送又は保税運送に係る事項の変更に限る。）に変更があった場合には、その変更の後、速やかに提出する。</p>	<p>通関業者による代理申請の場合には、通関業者についても同様に記載することとする。</p> <p>申請者が法人の場合には、法人登記事項証明書を、個人の場合には、本人確認が可能な書類（例えば、住民票等）を添付する。</p> <p>特例輸入者・特定保税承認者・特定保税運送者・特定輸出者・認定通関業者承認・認定内容変更届（C-9030）</p> <p>＜記載事項＞</p> <p>変更届には、届出者の氏名又は名称、住所、輸出入者符合（特例輸入者及び特定輸出者に限る。）並びに承認・認定番号及び承認・認定年月日を記載するものとし、法人の場合には、代表者名を併せて記載する。また、変更する事項及びその理由並びに変更事実の発生年月日を明記し、併せて、法第7条の5第1号イからホのいずれか、法第51条第1号イからハ（法第62条において準用する場合を含む。）のいずれか、法第63条の4第1号イからホまでのいずれか、法第67条の4第1号イからニのいずれか、法第79条第3項第1号イからニまでのいずれかに該当する事実の有無（該当する事実がある場合には、その内容）を記載する。</p> <p>＜提出の時期＞</p> <p>承認・認定に係る内容のうち、承認・認定を受けた者の氏名又は名称、住所、貨物の蔵置（予定）場所、積込港（空港を含む。）税関手続を委託している通関業者、役員（代表者を含む。）代理人又は主要な従業者（規則第1条の2第1号イ若しくは第9条第1号イに掲げる責任者又は規則第1条の2第2号イ若しくは第9条第2号イに掲げる者に限る。下記口において同じ。）及び法令遵守規則の内容（税関手続、貨物管理、国際運送貨物の運送又は保税運送に係る事項の変更に限る。）に変更があった場合には、その変更の後、速やかに提出する。</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>かに提出する。</p> <p>＜添付書類＞</p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ 承認・認定を受けた者の住所、氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書（又は住民票の写し等）</p> <p>ロ 役員、代理人又は主要な従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類(一覧表等)及び変更役員に係る履歴書</p> <p>ハ 法令遵守規則に変更があった場合には、変更後の法令遵守規則</p>	<p>＜添付書類＞</p> <p>変更届には、次の書類を添付する。</p> <p>イ 承認・認定を受けた者の住所、氏名又は名称に変更があった場合には、登記事項証明書（又は住民票の写し等）</p> <p>ロ 役員、代理人又は主要な従業者に変更があった場合には、変更の内容を明示した書類(一覧表等)及び変更役員に係る履歴書</p> <p>ハ 法令遵守規則に変更があった場合には、変更後の法令遵守規則</p>